

原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策実施要領

第1 趣旨

今般の原油価格の高騰により経営を大きく圧迫されている農家を支援するため、強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2のただし書による緊急対策として、農業機械及び農業施設(以下「農業機械等」という。)の省エネルギー化の推進に向けた体制整備を実施することとする。

第2 対策の実施等

1 対策の内容

本対策は、原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立する観点から、農業機械等に用いる燃油の使用量を低減するために必要な別表1に掲げる農業機械等(以下「省エネルギー農業機械等」という。)の整備を実施するものとする。

ただし、事業実施主体が自力又は他の助成により実施中又は既に完了している取組は、交付対象としないものとする。

2 事業実施主体

本対策の実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体とする。

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。)
- (4) 農事組合法人以外の農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。)
- (5) 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。)
- (6) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。以下同じ。)

3 採択要件

- (1) 受益農家が原則として5戸以上であること。ただし、都道府県知事(以下「知事」という。)が特に必要と認める場合にあっては、受益農家が3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。
- (2) 5に定める成果目標の基準を満たしていること。
- (3) 事業を実施しようとする地区において、第3に定める農業生産省エネルギー化推進計画が知事による承認を受けていること、又は承認を受けることが確実と見込まれること。
- (4) 受益農家において、「「農業機械省エネ利用マニュアル」及び「農業機械の省エネ利用チェックシート」の普及・活用について」(平成19年12月6日付け19生産第5484号農林水産省生産局長通知)の「農業機械の省エネ利用チェックシート」(以下「チェックシート」という。)に基づく省エネルギー生産管理対策を実施し、又は実施することが確実に見込まれること。
- (5) 総事業費が50万円以上であること。また、総事業費が5,000万円以上のものにあつては、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知)による費用対効果分析を実施し、本対策によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。ただし、共同利用施設については、総事業費が5,000万円に満たない場合にあつても、費用

対効果分析を実施すること。

- (6) 必要以上の装備等により、事業費が過大となっていないこと。

また、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「交付金実施要領」という。）別記のⅡの第1の2の（4）のウに掲げる共同利用機械・施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、紙マルチ田植機を除く田植機並びに農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け農蚕第2503号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）の別表第2に記載された機械及び地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施行する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあってはこの限りではない。

- (7) 事業実施主体が、本対策の実施年度において水稻の作付を行っている場合には、水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第6に規定する米の生産調整実施者であることの確認を受けていること。ただし、事業実施主体が2の（6）に規定するその他農業者の組織する団体である場合にあっては、当該団体の構成者全員の主食用等水稻作付面積の合計が当該団体の構成者全員に通知された作付確定面積の合計を上回っていないこと。

4 交付率

本対策の交付金の交付率は1／2以内（ただし、交付金実施要領別記のⅡの第1の2の（3）のウの農業機械等にあつては1／3以内）とする。

5 成果目標の基準

要綱第3の2の農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、本対策においては次に掲げるとおりとする。

取組の分類	政策目標	内容	達成すべき成果目標の基準
産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	農業機械等利用における省エネルギー化に関する目標	当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減

6 目標年度

本対策の成果目標の目標年度は、平成21年度とする。

7 事業の実施基準

事業実施主体は、本対策の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、本対策により整備する農業機械等を利用する受益農家から署名を付したチェックシートの写しの提出を受け、当該農家がチェックシートに基づく省エネルギー生産管理対策を実施したことを確認することとする。

第3 農業生産省エネルギー化推進計画

1 推進計画の趣旨

産地において、省エネルギー農業機械等の導入等により、当該農業機械等利用に係る燃油の使用量の削減を進めるための行動計画（農業生産省エネルギー化推進計画。以下「推進計画」という。）を策定し、計画に基づく取組を推進することにより、原油価格高騰に耐え得る産地の体質強化を図る。

2 計画策定主体

推進計画の策定主体は、農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体、市町村等とする。

3 推進計画の内容等

- (1) 対象期間
対象期間は、平成19年度から21年度までの3カ年とする。
- (2) 推進計画の内容
推進計画は、別表2に規定する項目を含めて作成することとする。
- 4 推進計画の承認等
 - (1) 計画策定主体は、推進計画を作成し、知事に提出するものとする。
 - (2) 知事は、(1)により提出された推進計画について、成果目標における燃油の使用量の低減率が10%以上であり、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
 - (3) 知事は、(2)に基づき承認した推進計画について、別紙様式1号により取りまとめ、別紙様式2号により地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告するものとする。
 - (4) 計画策定主体は、別表3に規定する項目を含めて、本対策の実施年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、推進計画の取組状況報告書を作成の上、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。
 - (5) 知事は、(4)に基づく報告があった場合は、別紙様式3号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式4号により地方農政局長等に報告するものとする。

第4 対策の実施等の手続

- 1 事業実施計画の作成等
 - (1) 要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、交付金実施要領別表3に規定する産地競争力の強化に係る項目を含めて作成するものとする。
 - (2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、交付金実施要領別紙様式1号により作成するものとする。
 - (3) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める協議は、交付金実施要領別紙様式3号により行うものとする。
- 2 実施手続
 - (1) 要綱第4の1の事業実施計画の知事への提出は、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。
ただし、事業実施主体が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合にあっては、当該事業実施主体は、事業実施計画について市町村長を経由せずに知事に提出し、その承認を受けることができるものとする。
 - (2) (1)の場合において、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、事業実施主体は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。
 - (3) 市町村長は、(1)の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行った上で知事に提出するものとする。
- 3 事業の着工
事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、「強い農業づくり交付金交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）による交付決定前に着工することができるものとする。

第5 交付金の配分基準

本対策の交付金の配分基準は、以下のとおりとする。

政策目的	取組の分類	政策目標	達成すべき成果目標基準	ポイント
産地競争力の強化	産地競争力の強化に向けた総合的推進	生産性向上	当該農業機械等利用に係る燃油の使用量を10%以上低減	燃油の使用量の低減割合について 25%以上・・・・・・・・19ポイント 20%以上・・・・・・・・17ポイント 15%以上・・・・・・・・15ポイント 10%以上・・・・・・・・13ポイント

第6 対策の実施期間

本対策の実施期間は、平成20年3月31日までとする。

第7 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は知事に対し、既に交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、交付金実施要領別表5に規定する項目を含めて作成するものとする。
- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の7月末までに交付金実施要領別紙様式2号及び5号により行うものとする。
- 3 知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講じるものとする。
- 4 国は、知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第9 対策の評価

- 1 知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 2 地方農政局長等は、要綱第8の4の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 3 要綱第8の2に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに交付金実施要領別紙様式6号により行うものとする。

第10 その他

- 1 本対策の実施については交付金実施要領を準用するものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本対策の実施につき必要な事項については、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

別紙様式 1 号

農業生産省エネルギー化推進計画

都道府県名

[illegible]

(別紙様式 2 号)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長* 殿

都道府県知事 印

農業生産省エネルギー化推進計画の提出について

原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策実施要領（平成 19 年〇〇月〇〇日付け 19 生産第〇〇〇〇号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第 3 の 4 の（3）の規定に基づき、農業生産省エネルギー化推進計画を提出する。

（注）関係書類として、別紙様式 1 号の農業生産省エネルギー化推進計画を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別紙様式 3 号

農業生産省エネルギー化推進計画取組状況報告書

都道府県名

[illegible]

（別紙様式 4 号）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長* 殿

都道府県知事 印

農業生産省エネルギー化推進計画報告書の提出について

原油価格高騰対応省エネルギー型農業機械等緊急整備対策実施要領（平成19年〇〇月〇〇日付け19生産第〇〇〇〇号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第3の4の（5）の規定に基づき、農業生産省エネルギー化推進計画報告書を提出する。

（注）関係書類として、別紙様式3号の農業生産省エネルギー化推進計画取組状況報告書を添付すること。

※ 北海道にあつては農林水産省生産局長あて、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長あてとすること。

別表 1（対策の内容）

対策の内容
1 農業機械の整備 （１）水稻直播機 施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。 （２）田植機 複合作業機を含み、乗用で、高速作業が可能な機構、又はディーゼル機関、電子制御式燃料噴射装置、高効率な無段階変速装置等の省エネルギー機構を有するものに限る。 （３）コンバイン 以下の要件のいずれかを満たすものに限る。 ① 普通型で複数作物の収穫機能を有するもの。 ② 収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するもの。 （４）その他、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年４月５日付け57農蚕第2503号構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官連名通知）の別表第１及び別表第２に記載された機械であって、特に高い省エネルギー効果が認められる機械
2 共同乾燥調製施設における穀物遠赤外線乾燥機及びその附帯施設の整備

別表 2（農業生産省エネルギー化推進計画）

農業生産省エネルギー化推進計画に記載すべき項目	
1	産地の現状に関する項目 （1）本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 （2）本計画の対象となる農業機械等に係る農家戸数、利用面積、生産量について記載するものとする。
2	省エネルギー化のための取組に係る年度計画 省エネルギー化を推進するための具体的な取組について年度ごとに記載するものとする。
3	成果目標に関する項目 本計画の対象となる農業機械等に係る農家における燃油の使用量について、現状値（直近を含む過去3カ年の平均値等により算出）、年度ごとの目標値を記載するものとする。
4	その他都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

別表 3（農業生産省エネルギー化推進計画の取組状況報告）

農業生産省エネルギー化推進計画の取組状況報告に記載すべき項目	
1	産地の現状に関する項目 (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 (2) 本計画の対象となる農業機械等に係る農家戸数、利用面積、生産量について記載するものとする。 なお、その他、地域の特殊事情（激甚災害の発生等）があれば、記載するものとする。
2	省エネルギー化のための取組の実施状況に関する項目 省エネルギー化を推進するための具体的な取組実績について記載するものとする。
3	成果に関する項目 本計画の対象となる農業機械等に係る農家における燃油の使用量について、現状値と取組の総合評価を記載するものとする。
4	取組の効果及び改善方策に関する項目 「取組の効果」、「取組実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」について記載するものとする。
5	その他取組状況報告に必要な項目